

災害から命を守る

福島県防災アプリをダウンロードしましょう！



「福島県防災アプリ」は、いざという時に速やかに避難するための情報や機能が集約されたアプリです！

令和7年3月に新たな機能を追加し、防災アプリを活用してスムーズかつ手軽に避難受付できる機能や、事業者向けの安否確認機能などが利用できるようになりました。

誰でも無料でダウンロードすることができます。いざという時に備えて福島県防災アプリをダウンロードしましょう！

詳細は福島県ホームページへ



ホームページは左記 QR コードから

国保だより

資格確認書又は資格情報のお知らせが送付されます

7月下旬に世帯主様宛に送付しますので、8月1日からは新しい資格確認書又はマイナンバーカードを医療機関の窓口で提示してください。



なお、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日付けで被保険者証は廃止となりました。そのため、送付物が被保険者によって異なりますので、下記の表をご確認ください。

また、すでに社会保険に加入されている方は、加入保険の被保険者証（資格確認書、資格情報のお知らせ）を持参の上、役場窓口で切替の手続きをお願いいたします。

なお、マイナ保険証をご利用の方も、加入保険の変更には必ず切替の手続きが必要です。

※現在お使いの被保険者証につきましては、誤使用や詐欺被害を防ぐため、ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

※記載内容に誤りがあった際は、ご自分で訂正せずに住民課にご連絡ください。

対 象 者	送 付 物
マイナンバーカードに健康保険証の紐づけをしている方	資格情報のお知らせ（A4） （加入資格がわかるものとなります。） ※医療機関では資格情報のお知らせのみでは受診できませんので、マイナンバーカードで受診してください。
マイナンバーカードを作成していない方又は健康保険証の紐づけをしていない方	資格確認書（現在の被保険者証と同じ大きさのもの）

～所得申告がお済みでない方へ～

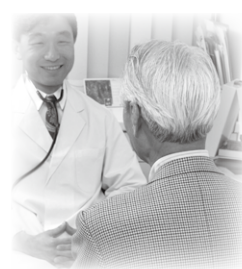
国民健康保険税が軽減にならない、医療費の限度額が高額になる場合があります。
お忘れの方は、必ず所得の申告をしてください。

住民課 国保係 ☎55-3112

後期高齢だより

後期高齢者医療制度のお知らせ

現在お持ちの被保険者証又は資格確認書の有効期限は令和7年7月31日となっています。



令和8年7月末までの暫定運用として、マイナ保険証を持っている・持っていないにかかわらず、手続き不要で被保険者全員に、「資格確認書」を交付します。8月1日以降、医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」又は「資格確認書」をご提示ください。

また、資格確認書は従来の紙の被保険者証と同じように、医療機関等で提示することで医療が受けられます。資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

なお、期限の切れた被保険者証又は資格確認書は、住民課へ返却いただくかご自身で破棄してください。ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

住民課 国保係 ☎55-3112